

令和2年 第8回定例会

上里町農業委員会 会議録

令和2年8月25日(火)

令和2年 第8回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和2年8月25日(火)	開催場所	上里町コミュニティセンター多目的室	
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後2時30分	
議長	伊藤 裕	議事参与者	なし	
出席した事務局職員	事務局長：山下容二 事務局次長：戸矢信男 主任：長谷川美雪	書記	事務局主任 長谷川美雪	

委員出席状況

席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	伊藤 裕	○	—	福田 幸雄	○
会長代理	吉澤 英彰	○	—	細井 登	○
1	岩田 保	○	—	松村 稔	○
2	金井 てる子	○	—	入 保夫	○
3	坂本 茂	○	—	生方 積	○
4	藤島 廣二	○	—	間々田 秀造	○
5	小林 雄一	○	—	坂本 正	○
6	戸矢 活夫	○	—	安原 和夫	○
7	蓮 博政	○	—	小谷野 房雄	○
8	尾崎 保幸	○	—	相川 和明	○
9	小林 加代子	○	—	木村 信雄	○
10	馬場 弘次	○	—	立石 満	○
11	杉山 登	○	—	菊地 宏利	○
12	塚本 房雄	○			

会議進行状況

<p>[開 会]</p> <p>日程第1 会議録署名委員及び書記の 選任について</p> <p>日程第2 議案第26号 農地法第3条の規定による 許可申請について</p>	<p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>事 務 局</p>	<p>ただいまの出席委員は14名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和2年第8回上里町農業委員会定例会を開会いたします。</p> <p>日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号1番 岩田 保 委員 議席番号2番 金井 てる子 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。</p> <p>日程第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番から7番を提案いたします。 事務局による説明を求めます。</p> <p>農地法第3条の説明をさせていただきます。今月は3条案件が7件になります。 1番から7番すべて譲受人は 上里町大字〇〇△△△ (株)〇〇 〇〇 になります。 1番ですが譲受人 (株)〇〇 〇〇。譲渡人は 上里町大字〇〇△△△ になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△、1, 232㎡、農業振興地域内の青地となっております。地目は畑、譲受人の所在地から申請地までは約220m、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが耕作面積は〇〇〇㎡。貸付地、不耕作地はありません。その他記載のとおりとなっております。作付品目はねぎ、葉物野菜とのことです。 2番ですが譲受人 (株)〇〇 〇〇。譲渡人は 上里町大字〇〇△△△ になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△、952㎡、農業振興地域内の青地となっております。地目は畑、譲受人の所在地から申請地までは約200m、権利内容は売買による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、1番と同じため以下2番から7番まで割愛させていただきます。</p>
---	---	--

		<p>3番ですが譲受人 (株)〇〇 〇〇。譲渡人は 上里町大字〇〇△△△ になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△、1, 056㎡、農業振興地域内の青地となっております。地目は畑、譲受人の所在地から申請地までは約160m、権利内容は売買による所有権移転です。</p> <p>4番ですが譲受人 (株)〇〇 〇〇。譲渡人は 上里町大字〇〇△△△ になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△、外2筆 面積は併せて4, 354㎡、農業振興地域内の青地となっております。地目は畑、譲受人の所在地から申請地までは約150m、権利内容は売買による所有権移転です。</p> <p>5番ですが譲受人 (株)〇〇 〇〇。譲渡人は 上里町大字〇〇△△△ です。土地の所在は大字〇〇字〇〇△△△、面積は4, 605㎡、農業振興地域内の青地となっております。地目は畑、譲受人の所在地から申請地までは約110m、権利内容は売買による所有権移転です。</p> <p>6番ですが譲受人 (株)〇〇 〇〇。譲渡人は 上里町大字〇〇△△△ です。土地の所在ですが、大字〇〇字〇〇〇△△△、面積は1, 443㎡、農業振興地域の青字です。地目は畑、譲受人の所在地から申請地までは約110m、権利内容は売買による所有権移転です。</p> <p>7番ですが譲受人 (株)〇〇 〇〇。譲渡人は 上里町大字〇〇△△△ になります。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△、面積は1, 516㎡、農業振興地域内の青地となっております。地目は畑、譲受人の所在地から申請地までは約50m、権利内容は売買による所有権移転です。</p> <p>譲受人の(株)〇〇 〇〇は農地所有適格法人となっております。</p> <p>所在地の東側の農地を買い受けて、アグリロボットトラクターという無人トラクターなどのITを活用したスマート農業を実施し、玉ねぎ、ねぎ、葉物野菜などを作付けし経営規模拡大のため申請となりました。</p> <p>議長 以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p> <p>馬場 弘次委員 1番から7番について 問題ありません。</p> <p>議長 ありがとうございます。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p> <p>坂本 茂 委員 売買価格について教えていただきたい。</p>
--	--	--

事務局	個人情報のため控えさせていただきます。
坂本 茂 委員	価格について公表を控えたのはいつからですか
事務局	3年前からです。
坂本 茂 委員	委員として出席しているのに、金額を知らない。委員を信用していないのではないか。委員に、あれしろ、これしろというが、金額を教えないというのは、信用がないのか。委員として知識が必要です。
議長	昔30年前に農業委員をやった時には聞けば教えてくれた。
事務局	3年前の情報として、金額が外部に出てしまってトラブルになった。3条の審査の基準ではないのと、お互いの取り決めのため、個人情報ということで公表は差し控えさせていただきます。
木村信雄 委員	決定事項ですね
事務局	今後も同じ運用をさせていただきたい。
議長	ほかに質疑がないようなので、採決したいと思います。ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
議長	ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～

<p>日程第3 議案第27号 農地法第5条の規定による 許可申請について</p>	議 長	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
	議 長	<p>日程第3 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から3番を提案いたします。事務局による説明を求めます。</p>
	事 務 局	<p>農地法第5条の説明をさせていただきます。</p> <p>1番ですが、借人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、貸人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 135㎡、宅地291㎡と併せて一体利用です。地目は田、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は自己用住宅、借人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。県道上里鬼石線の延伸工事に伴い、既存の住宅が道路用地にかかるため、申請地に自己用住宅を建設するものです。</p> <p>2番ですが、借人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、貸人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 336㎡、地目は畑、権利内容は20年間の使用貸借権設定、転用目的は分家住宅、受人の職業は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。借人は現在実家暮らしをしており、子供の成長に伴い、手狭になってきたため自己用住宅を建設するものです。</p> <p>3番ですが、譲受人 大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇、譲渡人 大字〇〇△△△番地 〇〇 〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△番△ 620㎡、地目は畑、権利内容は所有権移転の売買、転用目的は地区公会堂の用地、譲受人は〇〇〇、形態は新設、申請地は農業振興地域外であり、第2種農地とみられます。宅地に接続しています。県道勅使河原庄線の拡幅工事に伴い、既存の公会堂が道路用地にかかるため、申請地に公会堂を建設するため申請となりました。</p>
	議 長	<p>以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見をお願いします。</p>
	尾崎 保幸委員	<p>1番について 特に問題ありません。</p>

<p>日程第4 議案第28号 農地法第5条の規定による 許可後の計画変更承認申請</p>	<p>岩田 保委員</p>	<p>2番・3番について 特に問題ありません。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、質疑のある方は順次発言をお願いします。</p>
	<p>相川 和明委員</p>	<p>逆にどういうものが問題となるのか</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>家が建っていないか、農地の真ん中ではないか。農地の真ん中の場合は違うところに場所を移します。</p>
	<p>坂本 茂 委員</p>	<p>分家住宅とはなんですか。一反の畑があつたら1反すべて転用できるのか</p>
	<p>事 務 局</p>	<p>面積に規制があります。一般住宅であれば500㎡まで。農家住宅であれば1000㎡までです。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ほかに質疑がありませんか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>ないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>
	<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第4 議案第28号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、事務局による説明を求めます。</p>	

<p>について</p>	<p>事務局</p>	<p>【議案説明】</p> <p>1 番ですが、申請人は本庄市〇〇△の△の△（株）〇〇〇〇です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△外 3 筆 計 1 3, 4 9 3. 6 m²、地目は田、申請内容は期間の変更です。当初は R 2. 9. 2 5 までの計画でしたが天候不順等により期間内に完了することができないため、R 3. 1. 2 5 まで継続利用するため申請となりました。</p>
	<p>議長</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	<p>事務局</p>	<p>ないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
	<p>議長</p>	<p>～異議なしの声あり～</p>
	<p>議長</p>	<p>ご異議なしと認め、申請どおり許可相当と決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。</p>
	<p>議長</p>	<p>～挙手全員～</p>
	<p>議長</p>	<p>挙手全員でありますので、申請どおり許可相当とすることに決定いたします。</p>
<p>日程第 5 議案第 2 9 号</p>	<p>議長</p>	<p>日程第 5 議案第 2 9 号 上里農業振興地域整備計画の「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」</p>
<p>上里農業振興地域整備計画</p>	<p>議長</p>	<p>について、事務局による説明を求めます。</p>
<p>の「地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画」</p>	<p>議長</p>	<p>【議案説明】</p>
<p>について</p>	<p>事務局</p>	<p>こちらの案件に関しては、農政商工係の岸主査より説明させていただきます。</p> <p>上里農業振興地域整備計画の地域の農業の振興に関する計画ですが、農振農用地、いわゆる青地を農振除外して分家住宅や資材置場等にする場合、農振法において圃場整備等事業の工事完了後 8 年を経過した土地であることと定めがあります。上里町の現状は土地改良事業による圃場整備等が完了し、土地利用条件はおおむね整っております。しかし、農業用水路等の改修、新設を行った国営神流川排水事業は平成 2 5 年度に</p>

<p>日程第6 議案第30号 上里農業振興地域整備計画 の変更について</p>		<p>工事完了の告示となりました。この工事完了の翌年度から起算して8年間はその受益地での農振除外ができません。これは上里町の農業振興地域の全域にわたる規模となっております。この状況の中で工事完了後8年間、農用地を除外して分家住宅を建てること等、農振除外を一切認めないということは、かえって町の農業と、集落地域の振興を著しく阻害することとなります。ですから今回の議案にあります上里農業振興整備計画を補完しつつ、施行規則第4条の4、第1項第27号において規定する当該計画を定め、例外的に農振除外を行うものであります。事案番号1から2について農振除外の案件ですので、当該計画を定めたということです。それではそれぞれの案件について、説明申し上げます。</p>
		<p>事案番号1ですが、所在地は大字〇〇 △△番地、登記簿地目現況地目ともに畑、面積は1, 126㎡のうち149㎡、除外目的は農家分家住宅の敷地拡張、事業計画者は〇〇 〇〇氏であります。</p>
		<p>事案番号2ですが、所在地は大字〇〇 △△番地、登記簿地目現況地目ともに畑、面積は2, 158㎡のうち470㎡、除外目的は農家分家住宅、事業計画者は〇〇 〇〇氏であります。</p>
	<p>議 長</p>	<p>以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。</p>
	<p>議 長</p>	<p>質疑がないようですので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～</p>
<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～</p>	
<p>議 長</p>	<p>挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。</p>	
<p>議 長</p>	<p>日程第6 議案第30号 上里農業振興地域整備計画の変更について、事務局による説明を求めます。</p> <p>【議案説明】</p>	

	<p>事務局</p>	<p>こちらの案件に関しても、農政商工係の岸主査より説明させていただきます。</p> <p>上里農業振興地域整備計画の変更につきましては、随時申請を受け付けておりますが、処理期日としましては年2回1月と7月の15日が期限となっております。今回は令和2年7月申し出の案件となります。はじめに、農業振興地域整備計画でございますが、こちらは農業の振興を図ることが必要と認められる地域について農業の健全な発展を図ることを目的に定められた、農地を守るための計画となります。農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき、上里町が農業振興地域の整備計画を策定しています。農業振興地域内の農用地、いわゆる青地では、農地以外の土地利用が厳しく制限されております。しかしやむをえず農業以外に利用する場合、例外的に農振除外することができます。ただし除外するには農振法13条第2項の除外要件がすべて満たされていることが条件となります。内容は、農用地区域以外に代替性のある土地がないこと、つまり他の候補地として白地の農地、宅地や雑種地等がないこと、また農用地の集団性を損なわないもの、土地改良施設への支障がないこと等の要件のほか、農地転用の許可見込みがあること等、すべて満たされる場合でございます。一点、農業公共投資の公用確保についてという項目ですが、8年未経過となっておりますが、先ほどご審議いただきました通り、例外的に認める計画をご承認いただきましたので、支障なしとさせていただきます。(2)用途区分の変更につきましては(株)〇〇 〇〇が農機具の保管庫をすくるため、用途区分の変更として申請しました。ネギを中心に事業を行っているため、管理機や消毒用の機械を1か所に集めて効率を計りたいという事で用途区分の変更をします。トラクター6台他機械も色々あり1か所に集約し、ここから農作業を始めるとのことです。胆管の簡易的な建物で下は砂利を敷く予定です。</p>
	議長	以上で事務局による説明を終わります。質疑のある方は、順次発言をお願いいたします。
	議長	質疑がないようならば、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。 ～異議なしの声あり～
	議長	ご異議なしと認め、提案どおり承認したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。 ～挙手全員～
	議長	挙手全員でありますので、提案どおり承認することに決定いたします。

[閉 会]	会 長 代 理	以上で全ての日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。 これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。
----------	---------	---

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和2年8月25日

議 長

印

(岩田 保 委員)

署 名 人

印

(金井 てる子 委員)

署 名 人

印